

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 56 年 3 月までの期間並びに 63 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から同年 8 月まで
④ 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 11 月まで

私の老後のために父が国民年金の加入手続を行い、その後は自分が国民年金保険料を納付していた。昭和 54 年ころから現在まで保険料を納付できなかったという記憶は無くすべて納付済みとなっていると思っていた。特に申立期間④については、A 組合 B 支店の普通預金口座から口座振替において納付している。

申立期間①、②及び④の国民年金保険料が未納となっていることに、申立期間③が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、申立人の老後のためにその父が国民年金の加入手続を行い、その後は申立人が国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 46 年 6 月ころに払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間①及び②は納付可能な期間であり、申立人が 3 か月及び 9 か月とそれぞれ短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間④のうち昭和 63 年 3 月及び同年 4 月について、申立人は、申立期間④当時、A 組合 B 支店の普通預金口座から口座振替で国民年金保険料を納付していたとしている。オンライン記録によると、A 組合 B 支店の普通預金口座から、同年 3 月 23 日及び同年 4 月 23 日に口座振替により国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、C 町保管の申立人の国民年金被保険者名簿によると、同年 6 月 14 日に「第 3 号被保険者の資格取得による重複納付」を理由に還付手続がなされた記録となっているが、当該期間は、本来強制加入期間であり、行政側により誤還付され、その後未納期間となっているものと推認される。

一方、申立期間④のうち昭和 63 年 5 月から平成 2 年 11 月までの期間については、A 組合 B 支店から提出された申立人名義の普通預金口座を確認したところ、国民年金保険料を口座振替により納付された形跡がみられないことから納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間④のうち、昭和 63 年 5 月から平成 2 年 11 月までの国民年金保険料を示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、申立人が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人保管の国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間③直前の昭和 56 年 4 月 29 日に任意加入資格を喪失した記録になっており、申立期間③は未加入期間であると推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 56 年 3 月までの期間並びに 63 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年12月まで
② 昭和48年4月から53年3月まで

私は夫の経営する有限会社Aの専務として働いており、申立期間の夫婦の国民年金保険料をどのように納めたかは覚えていないが、保険料は納めたはずなので、申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、制度発足の昭和36年4月以降申立期間直前の44年12月まで未納期間無く保険料を納付し、申立期間直後も保険料を納付しており、申立期間①当時申立人の納付意識は高かったと考えられ、12か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B市に転居後も保険料を現年度納付したと主張しているが、申立人及びその夫に係るB市国民年金被保険者名簿に「C地より転入(53.4.11届)」との記載があることから、申立人とその夫がB市において国民年金の住所異動届を出したのは昭和53年4月であると推認でき、住所異動届が出されるまではB市が申立人を国民年金の被保険者として管理できず、申立人には納付書が交付されないことから、申立人は保険料を現年度納付することができない。

また、住所異動届を出した後の昭和53年7月から第3回の特例納付が実施されており、この特例納付により申立期間②を納付することは可能であったが、申立人は、さかのぼって保険料を納付したかどうかは覚

えていないとしている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、小さい時に母を亡くしたので、自分のことは自分ですると決めて国民年金や国民健康保険に加入し、保険料を納付していた。

申立期間①については、自分の給料から捻出した国民年金保険料を A 市役所の窓口で納付書により納付していたのを覚えている。

申立期間②については、B 市役所（現在は、C 市役所）で夫の保険料と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、B 市役所で間違いなく国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から昭和 49 年 4 月ころに払い出されていると推認され、その時点からすると申立期間②の保険料は納付することが可能な期間である。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みであり、3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、A 市役所の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり昭和 49 年 4 月ころに払い出されたと推認され、

その時点からすると、申立期間①のうち 44 年 7 月から 46 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、47 年 1 月から 49 年 3 月までの期間はさかのぼって保険料を納付する期間であるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと断言している上、当部会においてオンラインの氏名検索等により調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする国民年金加入手続や申立期間①の保険料の納付を裏付ける事情を酌み取るうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

昭和55年3月から59年3月まで厚生年金保険に加入していた。60年11月に結婚し、それを契機にA町役場(現在は、B市役所)で国民年金の加入手続をした。その時、役場の職員から厚生年金保険とつながるように保険料をさかのぼって納付できることを教えてもらい、後日、保険料の未納分を全額納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年11月にA町役場で国民年金の加入手続をした時、役場の職員から厚生年金保険とつながるように保険料をさかのぼって納付できることを教えてもらい、後日、保険料の未納分を全額納付したとして、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日から60年11月ころに払い出されたと推認されることから、申立期間は納付可能な期間であり、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金に関し、加入手続や保険料の納付を一緒にしたとする申立人の夫の納付記録は、申立期間を含めすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

申立期間の国民年金については、父親が A 市役所で加入手続や保険料の納付をしてくれたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、申立人の父が A 市役所で加入手続や保険料の納付をしてくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から昭和 55 年 1 月ころに払い出されたと推認されることから、申立期間は納付可能な期間であり、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金に関し、加入手続や保険料の納付をしたとする申立人の父の納付記録は、申立期間を含めすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 5 月まで

申立期間①について、私は、昭和 59 年 1 月に A 社を退職した後、B 社に就職するまでの期間は無職であったが、退職と同時に C 市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所から送付されてきた納付書により同市役所又は金融機関で納期限に従い保険料を納付していた。

また、B 社に勤務している時に、送付されてきた納付書により過去の国民年金保険料として 10 万円くらいを納付したことを記憶している。

申立期間②について、私は、体調不良により昭和 63 年 3 月に B 社を退職してからは 1 年ほど無職であったが、その後、D 事務所職員及び派遣社員として勤務し、C 市役所から送付されてくる納付書により金融機関で納期限に従い保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 59 年 1 月に A 社の退職と同時に C 市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所から送付されてきた納付書により同市役所又は金融機関で納期限に従い保険料を納付し、また、B 社に勤務している時に、送付されてきた納付書により過去の保険料として 10 万円くらいを納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から A 社を退職した直後の 59 年 2 月ころに払い出されたと推認され、その時

点からすると申立期間①の保険料は納付することが可能である上、6か月間と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社を昭和 63 年 3 月に退職し、約 1 年の無職期間を経てD事務所職員及び派遣社員として勤務している時に、C市役所から送付されてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたとしているが、保険料納付に関する申立人の記憶は明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する納付書・領収証書から、申立期間②直後の平成 3 年 6 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料を 5 年 7 月 28 日に過年度納付していることが確認でき、この過年度納付した時点でさかのぼって納付が可能であったのは 3 年 6 月までの保険料であり、これを納付し、申立期間②の保険料は時効により納付できなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月ころに何らかの手続のため A 町役場（現在は、B 市役所）に行き、同町職員から国民年金に加入するよう勧められ、その場で加入手続を行った。保険料は、町内会費、婦人会費などと一緒に近所の集金人に納付していた。その後、50 年ころにその集金人から 20 歳からの未納分を納付するよう言われ、総額 5 万円くらいの保険料を 4 回から 5 回に分割して、毎月の保険料とともに集金人に納付していた。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 49 年 3 月ころに A 町役場で、国民年金の加入手続を行い、保険料は近所の集金人に納付し、その後、50 年ころにその集金人から 20 歳からの未納分を納付するよう言われ、総額 5 万円くらいの保険料を 4 回から 5 回に分割して、毎月の保険料とともに集金人に納付したとしている。

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 49 年 3 月から同年 4 月ころまでに払い出されたと推認され、申立人の所持する国民年金手帳には、資格得喪記録欄に「昭和 49 年 4 月 1 日強制被保険者資格取得」と、A 町国民年金被保険者名簿の資格欄に「49. 4. 1 強」と、被保険者台帳（旧台帳）の取得年月日一種別欄には「490401-1」とそれぞれ記載されており、また、オンライン記録からも申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間であるが、申立期間のうち 49 年 1 月から同年 3 月までの保険

料については、申立人の所持する昭和 49 年分の所得税の確定申告書控えの社会保険料控除欄に、「国民年金 10,800 円」と記載されている上、その金額は 49 年 1 月から同年 12 月までの保険料額と一致していることから、納付されたものと推認される。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 45 年 2 月から 48 年 12 月までの期間については、上記のとおり、未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人の所持する所得税の確定申告書控えの社会保険料控除欄には、この期間における国民年金保険料控除額は記載されていない。

また、申立人が過去の未納分の国民年金保険料を納付したとする昭和 50 年ころは、第 2 回特例納付実施期間中であり、納付したとする保険料額（総額 5 万円くらい）は、実際に必要な保険料額（4 万 1,850 円）とおおむね一致しているものの、申立期間における申立人は、任意加入の学生であったとしていることから、制度上納付者が強制加入被保険者であることを要する特例納付は利用できない。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 45 年 2 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間のうち 45 年 2 月から 48 年 12 月までの保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

20歳になった平成8年ころ、社会保険事務所（当時）から年金手帳が送付されてきたので、20歳の時点で自動的に国民年金に加入したようになったようだ。申立期間の保険料については、同年12月ころ、両親の賞与が出たときに母がまとめて納付したはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成8年ころ、社会保険事務所から年金手帳が送付されてきて自動的に国民年金に加入し、申立期間の保険料は、同年12月ころ、その両親の賞与が出たときに母がまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年7月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高いものと認められる。

さらに、申立人が、9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（後に、株式会社Bに商号変更）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月19日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月18日から同年7月19日まで
私は昭和42年4月1日から平成12年6月30日まで株式会社Bに勤め、この間継続して厚生年金保険に加入していたが、被保険者記録照会回答票では、昭和43年7月18日から同年7月19日まで国民年金に加入していたことになっている。申立期間当時は、株式会社AのC支店から同社D支店開設準備員を経て同社D支店に転勤したところである。調査の上、日付を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所別被保険者名簿では、申立人は、株式会社AのC支店において昭和43年7月18日に資格を喪失し、同年7月19日に同社（本店）において資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人が保管していた平成4年発行の社内報において、25年永年勤続者として申立人の名前が確認できる上、雇用保険の記録においても申立人の株式会社Bでの継続的な勤務が認められる。

また、申立期間当時、申立人とともに転勤した同僚二人も、「申立人は転勤を何度かしているが、株式会社Aでの勤務は一貫して継続しており、入社から退職までの期間について1日として厚生年金保険に空白ができることは考えられない。申立人とともに昭和43年7月19日付けで同社D支店開設準備員となったことにも間違いはない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務（昭和43年7月19日に同社C支店から同社（本店）に異動）していたことが認められることから、同社C支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を43年7月19日に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年6月及び同年7月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月1日から16年4月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Aにおける標準報酬月額は15万円となっているが、平成14年5月までは、36万円の標準報酬月額であり、申立期間中に勤務形態の変更や極端な減収は無かったので、当該記録には納得がいかない。

申立期間の給与明細書を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額から、申立期間のうち、平成14年6月及び同年7月の記録を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給料より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、

事業主は、26 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 8 月 1 日から 16 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間に係る資格取得日の記録を昭和46年12月21日に、資格喪失日の記録を47年9月22日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月ころから同年9月ころまで
② 昭和46年12月ころから47年9月ころまで

申立期間①については、C区の株式会社Dに、申立期間②については、E区のA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が、いずれも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管していた昭和47年4月5日交付の失業保険被保険者証及び申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人が46年12月21日から47年9月21日までの期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の申立期間②当時の二人の上司に照会したところ、総務課上司は、「申立人は、私の部下の後任で正社員として入社し、1年くらい事務職員として在籍していたことを覚えている。」と供述しており、もう一人の経理課上司は、「申立人については思い出せないものの、当時の総務経理部では全員が正社員として雇用され、臨時で雇用された者はなく、入社と同時に社会保険及び労働保険には加入していた。」と供述している。

さらに、A株式会社の事業主は、「当時の人事記録、給与台帳等の書類は既に同社に保管されていないものの、従業員は全員正社員で採用して、入社と同時に厚生年金保険には加入させていた事実がある上、同一業務の前任者及び同僚も厚生年金保険に加入していたことから、申立人に係る加入手続について、当時の社会保険担当者が資格取得の届出を行わなかったと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社の事業主が保管していた申立人に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書の賃金月額の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったことを認めていることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間①において株式会社Dで勤務していたはずであるのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いと主張している。

しかしながら、オンラインの記録によると、株式会社Dが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年11月1日であり、申立期間には、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、株式会社Dにおいて、当時の人事記録及び給与台帳等は保管されておらず、申立人の申立期間における同社の勤務実態について確認することができない。

なお、株式会社Dが厚生年金保険の適用事業所になる以前について、同社事業主、同社取締役である事業主の妻及びその長男の3人は国民年金に加入しており、保険料納付済期間として記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年8月から同年10月までを50万円、同年11月を44万円、同年12月から7年12月までを50万円、8年1月から9年1月までを47万円、同年2月を50万円、同年3月及び同年4月を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から9年5月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年1月から同年4月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の提出した給与支給明細書により、同年1月及び同年2月の報酬月額は50万円、同年3月及び同年4月の報酬月額は44万円であることが確認でき、給与支給明細書の保険料控除額から、同年1月は標準報酬月額47万円、同年2月は標準報酬月額50万円、同年3月及び同年4月は標準報酬月額44万円に相当する保険料をそれぞれ控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成9年1月から同年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、同年1月は47万円、同年2月は50万円、同年3月及び同年4月は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち平成6年8月から8年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した7年分から9年分までの給与所得の源泉徴収票から確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録とおおむね一致しているが、申立人の9年1月から同年4月までの期間の給与支給明細書により、オンライン記録よりも高い保険料が控除されていることが確認できる。申立人と同じ営業担当であった同僚から提出された6年11月、7年7月から同年12月までの期間、8年2月から同年4月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間の給与支給明細書により、オンライン記録よりも高い保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの元事業主から、「経費を圧縮するためにほとんどの従業員について実際の給料より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、給料からは変更前の報酬月額の保険料を控除していた。源泉徴収票の保険料控除額は社会保険事務所へ届け出していた標準報酬月額に見合う保険料額であり、給与支給明細書の保険料額は実際に控除していた保険料額であるため一致していない。」との供述があったことから、申立人は、申立期間である平成6年8月1日の随時改定後も随時改定前の標準報酬月額50万円に相当する保険料を、事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

加えて、申立人の提出した平成7年分及び8年分の給与所得の源泉徴収票の支払金額により、7年1月から同年12月までの期間の給与総額から算出した報酬月額は50万円、8年1月から同年12月までの期間の給与総額から算出した報酬月額は47万円であったことが認められるところ、当該同僚の給与支給明細書によると、6年11月及び8年10月から同年12月までの期間については、改定前の厚生年金保険料率により算出した保険料額を控除されており、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額が随時改定前の標準報酬月額41万円より低い6年11月は36万円、8年10月から同年12月までは38万円となることを踏まえると、申立人についても同率で算出した保険料額を給与から控除されたものと考えられ、申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、6年11月は44万円、8年10月から同年12月までは47万円と推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成6年8月から8年12月までの期間の標準報酬月額については、6年8月から同年10月までは50万円、同年11月は44万円、同年12月から7年12月まで

は 50 万円、8 年 1 月から同年 12 月までは 47 万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立人に係る上記の期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与支給明細書及び源泉徴収票において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人に係るA株式会社（以下「B社」という。）における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和60年2月9日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和59年6月から同年9月までは15万円、同年10月から60年1月までは16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月20日から60年3月1日まで

昭和55年4月2日からC市にあるA株式会社に勤務し、その後3回にわたり経営者が代わったが、平成12年8月11日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和59年6月20日から60年3月1日までの厚生年金保険の記録が抜けている。年金記録確認第三者委員会から、同僚だったD氏とE氏の年金記録に関する調査協力依頼があったが、自分の場合も、二人と同様に同じ期間が抜けているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和55年4月1日から60年2月8日まで継続してB社に勤務していたことが認められるとともに、申立人の同僚から提出された事業所作成の給与支払報告書（個人別明細書）及び源泉徴収票において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、適用事業所名簿によると、B社は、昭和59年6月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、同年10月1日の定時決定に係る申立人の標準報酬月額16万円が取り消されていることが確認でき、進達日は同社が適

用事業所でなくなった日より後の60年3月20日と記録されていることを踏まえると、同日付けでさかのぼって、59年10月1日の定時決定に係る標準報酬月額の取消し及び同年6月20日付けの申立人の被保険者資格喪失の処理が行われたものと考えられる。

また、申立人と同様に昭和59年6月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚42人について、厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、31人が60年3月20日付けで59年10月1日の定時決定に係る標準報酬月額をさかのぼって取り消されていることが確認できる上、14人は当初の記録において資格喪失日が59年8月13日から同年12月26日までの間になっていたものを、60年3月20日付けでこの記録が取り消され、ほかの同僚と同じ喪失日である59年6月20日に訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の元役員は、昭和60年1月から同年2月ころ、経営が行き詰まったことから社会保険料の精算をするため、社会保険事務所(当時)に出向いたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年6月20日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である60年2月9日であると認められる。

また、昭和59年6月から60年1月までの標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における59年5月、及び同年10月に係る取消前の記録から、同年6月から同年9月までは15万円、同年10月から60年1月までは16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和60年2月9日から同年3月1日までの期間については、B社の後に申立人が勤務したとするF株式会社(以下「G社」という。)は、適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのが同年3月1日であり、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日も同日であることが確認できる。

また、同僚が提出した前述の給与支払報告書から、B社から控除されていた厚生年金保険料は昭和60年1月分までであることが確認でき、当該同僚のG社発行の給与所得の源泉徴収票において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、当該源泉徴収票から算出された保険料額及び同社における保険料が翌月控除であったことから判断すると、同社から控除されていた厚生年金保険料は、同年3月以降に係るものであったと推認できる。

なお、G社に係る法人登記簿謄本によると、同社は昭和60年2月*日にB社から商号の譲渡を受けた別会社であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和52年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月30日から52年2月1日まで

株式会社Aの同僚(故人)が総務省の年金記録確認B地方第三者委員会に申立てを行い、厚生年金保険の被保険者期間の記録が回復されたと聞いた。私も同社に勤務しており、同じ期間の記録が欠落している。当時は、当該同僚を含めた5人体制で作業をしており、毎月の給与から保険料が控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの申立期間当時の元取締役は、申立人を含め5人が昭和47年10月12日から52年7月31日まで勤務していたとしており、ほかの同僚二人も、同様に申立人が申立期間に勤務していたとしている上、申立期間における雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人とともに勤務していた同僚の申立期間に係る株式会社Aの給与明細書によれば、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、上記同僚二人も、申立期間に勤務し毎月の給与から事業主により保険料を控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月1日の記録から、24万円とすることが必要である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、株式会社Aは、昭和51年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間における適用事業所としての記録が無い。しかし、元取締役及び同僚二人の供述によれば、同社は同日以後も申立人を含む5人が継続して勤務していたことが推認できる上、その後、52年4月20日に当該5人のうち一人を事業主として適用事業所となった株式会社Cにおいても、全員が被保険者資格を再取得していることから判断すると、株式会社Aは、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月1日から25年4月1日までの期間及び28年10月29日から33年12月23日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年9月1日まで
② 昭和24年4月1日から25年4月1日まで
③ 昭和27年10月2日から28年10月28日まで
④ 昭和28年10月29日から33年12月23日まで

60歳になったときに社会保険事務所（当時）に年金のことで相談に行ったところ、若いころに10年以上働いたのに、厚生年金保険被保険者期間があまりにも短いので驚いた。それから何度も足を運んで相談し、いくつかの事業所の被保険者期間が見付かった。しかし、A株式会社とB施設内にあったC社に勤務した期間は、脱退手当金を支給したことになっているが、受給した記憶が無い。また、A株式会社の被保険者期間については、D株式会社を退職してすぐに勤務した。C社は、脱退手当金の支給対象とされている期間よりもさらに1年ほど前から勤務していたが、当該期間は勤務した記憶が無いE株式会社の記録とされており、被保険者期間の記録がおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び④に係る脱退手当金については、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、支給対象とされるべき7回の被保険者期間のうち、5回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪

失日から約1年8か月後の昭和35年8月29日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と925円相違している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の計算のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答（「35.5.26回答済」と押印）したことが記載されており、同台帳にはD株式会社の記録が記載されているにもかかわらず支給対象とされていない上、前記の台帳と同じ厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立人に係る別の台帳には、E株式会社の記録が記載されているが、同様に支給対象となっていないなど事務処理の不適切さがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①については、申立人は、D株式会社を退職してすぐにA株式会社に勤務したと主張しているが、同社に係る適用事業所名簿により、厚生年金保険の適用事業所であった期間は昭和24年4月1日から25年4月1日までであり、申立期間のうち23年8月1日から24年4月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日及び資格喪失日は、同社の適用事業所となった日及び適用事業所でなくなった日と一致しており、健康保険番号に欠番は無い。

一方、F株式会社G工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②のうち昭和24年9月1日から25年4月1日までの被保険者期間が同社と重複しているところ、申立人は、同時期に二つの事業所に勤務したことはないと供述しているが、申立人はF株式会社に勤務した記憶があること、また、A株式会社では「Hが売り切れた時点で早帰りができた。」と供述しており、勤務に時間的余裕があったことが推測されることなどから、当該2事業所に同時期に勤務していたことを否定する周辺事情は見当たらない。

なお、事業主及び同僚の住所を確認することができず、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除について供述及び関連資料を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人は、C社に入社した経緯について、「昭和27年10月当時、同社に既に勤務していた人事担当者に誘われて入社した。」と供述しているが、申立期間③当時の同僚に申立人の勤務実態を照会したところ、当該人事担当者の下で社会保険事務を担当していた同

僚の一人は「申立期間③当時にはその人事担当者は勤務していなかった。」と供述しており、同社における当該人事担当者の資格取得日が29年3月1日であることが確認できることから、申立人が供述した経緯により入社したという事情はうかがえない。

なお、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある事業主については、その住所を確認することができなかった。

一方、E株式会社の事業主は、「申立期間③当時、自分も勤務していたが、申立人の記憶は無い。」と供述しているものの、当時の同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、同社に昭和28年6月1日に入社した同僚の一人は、「入社して間もないころにI職をしていたJ氏が入院したために輸血に協力した。」と供述し、他方、申立人は、「勤務していたK株式会社L営業所長のJ氏が大きな病気をして輸血したことがあった。」と供述しており、両者のJ氏に関する輸血に伴う出来事の記憶内容が一致している。しかし、J氏は、K株式会社L営業所を経てE株式会社に移籍していることが確認できることから、申立人が申立期間③当時の一部期間にE株式会社に勤務していたと考えられる。

また、K株式会社L営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、J氏、申立人及び申立人が記憶していた同僚女性を含む5人の氏名が確認できるが、同5人の氏名がE株式会社に係る同名簿にも確認でき、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、両社がB施設内に所在していたこと、M等を行う業種が同じであること等を踏まえると、K株式会社L営業所からE株式会社に、一部社員が移籍したものと考えられる。なお、適用事業所名簿によれば、K株式会社L営業所が適用事業所でなくなった日は昭和27年10月2日、E株式会社が適用事業所となった日は28年6月1日であることが確認でき、申立期間③のうち、27年10月2日から28年6月1日までにおいては、両社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、E株式会社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者期間は、前者は昭和28年6月1日から同年10月19日まで、後者は同年10月29日から33年12月23日までの記録が確認でき、両者の記録は、オンライン記録に一致している。

加えて、申立人が申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月21日

有限会社Aから平成19年12月21日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及び有限会社A提出の賃金台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与明細書及び有限会社A提出の賃金台帳において確認できる保険料

控除額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年9月まで
昭和61年12月から平成11年3月までA株式会社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が14万2,000円とされていることが判明した。当該期間の標準報酬月額は15万円であるので訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の給与明細データにより、申立人は、申立期間について、標準報酬月額15万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A株式会社提出の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務所(当時)）、厚生年金基金加入員標準給与決定通知書（B基金）及び健康保険被保険者標準報酬決定通知書（C組合）によると、当初14万2,000円と記載されていた「決定後の標準報酬月額」欄の金額を二重線で取り消した上で、15万円に訂正し、報酬月額平均額も、同様に標準報酬月額14万2,000円相当額から15万円相当額に訂正しており、各通知書に社会保険事務所等の提出先の確認印が押されている。

さらに、B基金の加入員台帳によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は15万円と記録されている。

加えて、A株式会社では、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について、C組合に一括して提出し、同組合がB基金に提出し、同基金が社会保険事務所に提出する手順であったとしており、届出書様式も同基金提出用と社会保険事務所提出用は複写式である（同組合用は別様式）としていることから、同じ内容の届出が同基金及び社会保険事務所に

行われていたものと推認できる。

なお、B基金及びオンライン記録における申立人に係る標準報酬月額
の記録をみると、申立期間を除いて一致する。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する
標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B基金の記録から15万円
とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年9月26日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年4月から同年8月までの標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年4月1日から同年9月26日まで

平成3年12月2日から4年9月25日までの間、株式会社Aに継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所の記録では、4年3月31日に退職した記録となっており、申立期間の被保険者記録が無い。給与明細書を提出するので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述、申立人の供述内容及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人が、平成4年9月25日まで株式会社Aに継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録では、株式会社Aにおける申立人の資格喪失日は平成4年4月1日と記録されているところ、当該喪失処理は、申立人が同年9月25日付けで退社した後の同年12月8日付けで、さかのぼって行われていることが確認できる上、申立人と同日付けで退社したとする二人の元同僚も、申立人と同様に4年12月8日付けで、同年4月1日にさかのぼって被保険者資格を喪失した記録となっている。

また、事業主を含む、申立人を除く社員8人全員の標準報酬月額が、平成4年5月8日付けで、7人が2年4月1日までさかのぼり、一人が2年10月1日までさかのぼり減額訂正されている。

さらに、当時の元役員の一人名は、「平成4年当時の事業所の経営状態は

最悪の状況であった。自分も標準報酬月額を引き下げられているが、事業主から説明は全く無かった。」と供述している。

加えて、申立人が保管していた給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月1日付けで被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、当該給与明細書及び複数の同僚の供述により当該事業所における退社日（同年9月25日）と認められる日の翌日から、同年9月26日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月の社会保険事務所（当時）の被保険者記録から22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和51年5月21日に、また、申立期間②に係る申立人のB株式会社（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、51年5月は12万6,000円、53年10月及び同年11月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月21日から同年6月2日まで
② 昭和53年10月1日から同年12月11日まで
申立期間①はA株式会社に、申立期間②はB株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、B株式会社からA株式会社へ出向したとき、又は、B株式会社に復帰したときであったので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社に係る在職証明書及び出向元のB株式会社の人事記録から判断すると、申立人はA株式会社に勤務し（昭和51年5月21日にB株式会社からA株式会社に異動、53年10月1日に同社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額を、申立人のA株式会社における昭和51年6月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を、申立人のB株式会社における53年12月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの取得に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 5 月、53 年 10 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（平成16年10月＊日から株式会社Bが承継）における資格取得日に係る記録を昭和36年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年2月25日から同年4月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。昭和36年1月から同社C工場へ業務応援に行き、同年2月25日にD地の本社に戻り、継続して勤務していたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（同社C工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和36年1月5日から申立人とともに株式会社AのC工場へ業務応援のため異動した同僚3人、及び申立期間当時に本社勤務であった同僚4人は全員が、申立人は、同年2月下旬に同社C工場から本社に戻り、間を置くことなく本社の仕事に復帰した旨の供述をしていることから、申立人の同社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年2月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年4月の申立人の株式会社Aに係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に適用事業所ではなくなっている上、同社の事業を承継した株式会社Bは、「当時の記録が無いため、申立人の申立てどおりの資格取得の届出、保険料の控除及び納付を行ったか否かは不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年9月までの期間及び58年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年9月まで
② 昭和58年1月から同年5月まで

私は、会社を退職後の平成元年9月ころ、国民年金への加入手続をするためA市役所（現在は、B市役所）を訪れたところ、窓口にいる男性職員に「未納分がありますが、10年前まで納付できます。」と言われ、後日、その職員に直接、未納となっている申立期間の国民年金保険料約11万円を納付した。その際に「領収書は無いのですか。」と聞くと、年金手帳の「国民年金の記録」のページを開いて「ここに書かれているのが領収書の代わりですよ。」と言われ納得して帰った。その職員の服装や態度などを詳細に覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月ころ、A市役所の職員から10年前までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたため、後日、未納となっていた申立期間①及び②の保険料を納付したとしているが、保険料を2か年以上さかのぼって納付することは制度上時効により行えず、A市役所によると、元年当時、2か年の時効を超えた未納期間の保険料が納付できるという説明や収納は行っておらず、保険料を収納した場合は、納付書に領収印を押して返していたとしていることから、申立人の主張は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人は、平成元年9月ころに国民年金への加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前

後の被保険者の資格取得時期から、2年6月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月から54年3月まで

申立期間を含む昭和53年度の国民年金保険料については、昭和53年6月30日に前納した。その後、同年8月に就職し、厚生年金保険に加入したため、申立期間の保険料は厚生年金保険との重複納付となってしまった。重複した期間の保険料については当時から気になっていたものの、還付に係る通知を受け取った記憶は無く、また、保険料の還付を受けた記憶も無い。

また、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、その還付方法は分からないとしており、それにもかかわらず申立期間の保険料が還付されているとすることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年度の国民年金保険料を昭和53年6月30日に前納したところ、同年8月に厚生年金保険に加入したため、申立期間の保険料は厚生年金保険との重複納付となったが、その当時、当該期間の還付に係る通知を受け取ったことや保険料が還付された記憶は無いとしている。しかしながら、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、当該期間の還付については「国民年金・保険料過誤納額・調査決定・決議並びに過誤納額処理簿」に記録されているところ、過誤納額の算定内訳欄に「53.8～54.3」と還付対象月の記載、金額欄に「21,408」の記載、請求書受付年月日欄に「53.12.11」の記載及び還付年月日欄に「53.12.22」の記載があり、それらの記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間の保険料の還付について、還付対象月である「53.8～54.3」の記載及び還付金額である「21,408」の記載があり、それらは上述の「国民年金・保険料過誤納額・調査決定・決議並びに過誤納額処理簿」の記録に一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から12年3月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月から12年3月まで

申立期間については、国民年金保険料を未納としていたが、私が大学生であったため学生は手続するだけで保険料が免除される制度があると聞き、私の母が学生納付特例の手続を行ったはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっており、学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、大学生であったため、その母が学生納付特例の手続を行ったはずであるとしている。しかしながら申立人の国民年金への加入手続をした母は、平成12年4月から13年3月までの期間について12年6月21日に、また、13年4月から14年3月までの期間について13年4月26日にそれぞれ申立人の学生納付特例について申請し、承認されているものの、申立人が主張する学生納付特例制度は12年4月に導入されていることから、申立期間当時は学生納付特例制度導入前の申請免除の手続をする必要があるため、申立人の主張は当時の取扱いと符合しない。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの期間、11年4月から同年6月までの期間及び11年12月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から同年3月まで
② 平成11年4月から同年6月まで
③ 平成11年12月から12年2月まで

申立期間①については、会社を退職後そのまま健康保険は任意継続しており、厚生年金保険にもそのまま加入していると思っていたが、後で国民年金に切り替えなければならないことに気付き、A市役所に直接行ったのか、電話で問い合わせをしたのか覚えていないが、国民年金への切替手続きをしたと思う。手続きと保険料納付はすべて妻に任せていた。

申立期間②については、会社を退職後申立期間①と同様に健康保険はそのまま任意継続しており、前回国民年金への切替手続きが遅れたので、今度は退職後すぐに妻が切替手続きと保険料納付をした。

申立期間③については、会社を退職後、国民健康保険に加入したこと以外は申立期間②と同様である。

妻の納付記録では、すべての申立期間において国民年金への切替手続きがなされ、保険料も納付済みとなっているのに、私の納付記録では、すべての申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職後その妻がA市役所に行くか、又は電話で問い合わせをして国民年金への切替手続きをし、保険料を納付したとしているが、申立期間①の保険料を納付したとするその妻は当該保険料納付についての記憶が明確ではなく、申立人は、申立期間①の保険料納付に関与していないことから、申立期間①における保険料納付状況が

不明である。

2 申立期間②及び③について、申立人は、会社を退職後すぐにその妻がA市役所において国民年金への切替手続をし、保険料納付をしたとしているが、オンライン記録によると、B社会保険事務所（当時）から申立期間②は平成13年2月20日、申立期間③は13年8月23日に未加入期間国民年金適用勧奨が行われ、当該適用勧奨までは国民年金への資格変更手続が行われていないと推認されることから、申立人の申述に齟齬がある。

また、申立期間②及び③の保険料納付をしたとする申立人の妻は当該保険料納付についての記憶が明確ではなく、申立人は、申立期間②及び③の保険料納付に関与していないことから、申立期間②及び③における保険料納付状況が不明である。

3 申立期間①、②及び③について、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間①、②及び③において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年12月まで

私が昭和48年3月31日にAを退職してから、同居していた母が「国民年金に入らなければならない。」と言ってきたので、母に私の国民年金の加入を頼んだ記憶がある。母が亡くなってしまい詳しいことが分からないが、私は母から「私が、あなた方夫婦二人の国民年金保険料を納付した。」と聞いていたので、間違いなく母が私達夫婦二人の国民年金保険料を納付してくれたはずである。納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が夫婦二人の国民年金保険料を納付してくれたとしているが、その母は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成元年5月から同年6月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人の妻についても同様の調査をしたが国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から63年4月まで

A社（現在は、株式会社B）に勤務していた申立期間については、会社が自分に係る国民年金の加入手続を行い、会社又は自分が国民年金保険料を納付していたので、申立期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の加入手続について、申立人は、自分で行った記憶が無く、申立期間当時に勤務していたA社がやってくれたと思うとしているが、同社では、申立人に係る国民年金の加入手続を行っていないとしている上、申立人が申立期間当時に住民登録していた市区において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人は、A社に入社した当初は給与から国民年金保険料相当額が控除され、同社が自分に代わり保険料を納付していたと思うとしているところ、同社では、申立人の給与から保険料を控除したことはなく、申立人に係る保険料を納付したこともないとしている上、申立人が所持している同社の昭和58年3月から63年3月までの給与支払明細書の記載からは、同社が申立人の給与から保険料を控除したとは判断できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から62年3月まで
申立期間に係る国民年金保険料は、私の預貯金通帳から母親が引き出して、母親自身の保険料を納付するとき一緒に納付していた。母の納付記録はあるのに、私の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転入後、国民健康保険の加入手続を行った日（A市では、加入届出日を昭和60年4月17日と回答）と同日に同市役所で国民年金保険料を納めるため手続を行ったとしているが、A市の国民年金被保険者名簿の受付年月日欄には、平成元年4月12日と記載されており、同市では、この日付は、同市において最初の申立人の国民年金に係る住所変更届を受け付けた日であるとしていることから、申立人の主張どおり、国民健康保険の加入届出と同日に国民年金保険料を納めるため手続を行ったとは判断できない。

なお、日本年金機構B事務センターでは、上記の国民年金被保険者名簿に記載の受付年月日時点では、申立期間の大部分の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となり、同被保険者名簿に記載されている昭和62年度及び63年度の保険料の納付日である平成元年7月12日においては、申立期間の保険料は時効により納付することができないとしている。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、その母親が母親自身の保険料を納付するとき一緒にA市で納付していたとしているが、母

親は、申立期間に係る保険料の納付回数及び納付金額については記憶に無いとしており、母親からは、A市から届いた納付書により銀行で納付していたという供述以外、具体的な納付方法について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年9月までの期間及び41年12月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年9月まで
② 昭和41年12月から42年3月まで

A市に住んでいたころ、国民年金保険料は、自宅にやってきた集金人に実家の父親が納付していたので、申立期間について未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、自宅にやってきた集金人に実家の申立人の父親が納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の同記号番号払出日が昭和42年8月4日と記載されており、A市の国民年金被保険者名簿には、同年6月20日付けで国民年金手帳が交付された旨の記載があること、及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも確認できないことから、国民年金手帳が交付された当該時期に国民年金に加入したとすると、申立期間は過年度納付となるが、A市では、同市が取り扱っていたのは現年度保険料のみであり、集金人も過年度保険料を徴収することは無いとしている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界しているため、申立期間の保険料の納付状況について確認できない上、申立人が自分の保険料と一緒に父親が納付していたとする申立人の兄弟からは、申立人の申立期間に係る保険料を父親が納付したことについて具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から46年3月まで

昭和43年12月に結婚し、妻がA市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、妻がA市役所で夫婦二人分を一緒に納めていた。妻は「年金手帳を市役所に持って行き、保険料を納めるとはんこを押してもらっていた。保険料は月250円くらいで、のちに500円から600円くらいになったように思う。今はなくしてしまったが、加入手続の時に茶色っぽい年金手帳をもらった記憶がある。」と言っている。申立期間について、妻は納付済みとなっており、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻が申立期間に係る国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、申立人の所持する領収証書により、申立期間直後の昭和46年4月から同年12月までの保険料について、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の46年11月に一括で納付し、その妻は3か月ごとに納付していることが確認でき、一緒に納付したとする申立内容と異なる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月ころに払い出されており、申立人が所持する年金手帳の発行日も同月12日となっていることから、申立人は、そのころ加入手続を行ったと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できず、さかのぼって納付できる期間について、申立期間の保険料を納付したとする妻は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

申立期間当時は大学生で、親から国民年金保険料の申請免除制度があることを聞いたので、平成8年度の保険料についてA市役所B出張所で免除の手続をした。申立期間についても8年度と同様に、学生であることを理由に保険料の申請免除の手続をしたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除期間となっている平成8年度と同様に9年度も学生であることを理由に国民年金保険料の申請免除の手続をしたはずであるとしているが、申立人は、8年度の申請免除の手続についての記憶はあるものの、申立期間に係る申請免除について、改めて手続に行った記憶は定かでないとしている。

また、A市によると、免除申請を受け付けた履歴が残ることとなっており、申立人について、平成8年度の履歴は確認できるが、申立期間については確認できないとしている上、申立人が申立期間について免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 60 年 9 月まで

私は父が経営する A 店を手伝っており、20 歳になったときに、父が国民年金の加入手続を近くの B 区役所 C 出張所で行ってくれ、保険料は郵送されてきた納付書によって店に営業に来ていた D 組合 E 支店の職員に家族の分と一緒に渡して納付してもらっていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときその父が国民年金の加入手続を行ってくれ、家族分の保険料と一緒に納付してくれていたとしているが、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとするその父も加入手続を行った時期についてははっきりと覚えていないとしているなど加入手続の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 5 月ころに払い出されたと確認できること、及び申立期間が含まれる 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料が 62 年 12 月ころに過年度納付されていることから、申立人が加入手続をしたのは 62 年 5 月ころであると推認でき、過年度納付の時点では申立期間は時効により保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない。

さらに、申立人と国民年金保険料を一緒に納付したとするその妹の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 6 月ころに払い出されており、同人が 20 歳になった 59 年 * 月から 60 年 9 月までの間は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの期間及び49年7月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで
② 昭和49年7月から50年12月まで

昭和35年に国民年金に加入した実家の母から私達夫婦も加入を勧められ、夫に加入したかどうかを聞いたところ「に入ったよ。」と言われたので、36年4月から夫婦二人で加入したものだと思っていた。国民年金保険料を含めて各種の税金等は夫が市役所に納めに行き、その都度報告を聞いていたので納めていたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、手続等を行ったとするその夫は既に他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況は不明である上、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から昭和48年3月ころ夫婦連番で払い出されたと推認でき、その時点では申立期間①の大部分は時効により納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、保険料を一緒に納めたとする申立人の夫も申立期間①のうち45年3月以前は未納である。

- 3 申立期間②について、申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は未納となっており、申立期間②直後の昭和51年1月から同年3月までの保険料が53年1月に過年度納付されていることが特殊台帳により確認でき、53年1月の時点では申立期間②の大部分は時効により納付できない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び41年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から50年3月まで

私は、ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。私の母が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれた。結婚してからは、私の妻が二人分の保険料を納付した。妻の保険料は納付済みになっているのに私の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、当初は申立人の母が保険料を納付し、結婚後は申立人の妻が納付したと主張しているが、申立人の母は既に他界しており、申立人の妻は病気のため保険料の納付状況の聴取が困難であることから、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月8日に払い出されており、申立人が申立期間当時国民年金に加入した可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行うとともに申立期間における国民年金の加入状況を国民年金手帳記号番号払出簿により調査を行ったが、申立人が加入手続をした形跡はうかがわれない上、国民年金手帳記号番号が払い出された50年7月8日時点では、申立期間のうち、48年3月以前の国民年金保険料は時効により納付できず、48年4月から50年3月までの保険料は過年度納付可能であるが、申立人は保険料の納付に関与しておらず、その妻からも過年度納付の状況を聴取できないため、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続は、義母が国民年金に入っていた方が良いと言って加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、当初は義母が納付してくれたが、次からは自分で納付しなさいと手帳を渡してくれたので、それからは私が保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の払出状況、申立人が所持している国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿により昭和47年1月21日に国民年金手帳が交付されていることが確認できることから、同日に加入手続をしたものと推認され、同日が任意加入被保険者資格取得日となっており、申立期間が未加入期間であることから、申立期間の保険料は制度上納付できない。

また、申立人は、申立人が国民年金の加入手続をした日とは別にその義母が申立人の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと主張しているが、日本年金機構B事務センターが申立期間における申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況の調査を行ったところ、昭和47年1月21日以外に申立人の義母が申立人の加入手続をした形跡はうかがわれなかったとしている。

さらに、申立人は、申立人が所持している国民年金手帳の昭和48年4月及び同年5月の納付記録欄の検認印が「46.5.25」になっていることが、46年に国民年金保険料を納付した証であると主張しているが、貼付してある国民年金印紙が昭和48年度の保険料額の印紙であること、47年7月から48年3月までの保険料を同年4月28日にまとめて納付していること

から、保険料は 48 年に納付されたものであり、検認印の日付は誤りであると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 62 年 9 月まで

私は、ねんきん特別便が来て未納期間のあることが分かった。申立期間当時は、会社を辞めた時で国民年金に切り替える手続のことは考えなかったが、市役所から国民年金保険料が未納という通知があったので市役所で保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年 10 月後の同年 11 月 14 日に時効にかかる前の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料は過年度納付されており、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できず、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 2 月までの期間は 20 歳未満であるため、制度上も納付できない。

また、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入した可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続をした形跡がうかがわれず、申立人も A 市から移動していないため、平成元年 10 月以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料月額を 8,000 円くらいとしているが、実際の保険料は 5,830 円で申立人の主張する額に差がある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月ころ母が私の国民年金の加入手続をして保険料も納付してくれていたはずである。母は亡くなっているため詳しいことは分からないが、年金手帳に「初めて被保険者となった日」として誕生日の前日が書かれているのが何よりの証拠である。

国民年金の加入手続をして保険料も母が納付していたはずなのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月ころその母が申立人の国民年金の加入手続をするとともに国民年金保険料も納付してくれていたはずだと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続や納付をしてきていたとする申立人の母は既に他界しており、加入手続及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号払出状況から昭和50年5月ころに払い出されたと推認され、払出時点からすると申立期間の一部は時効により国民年金保険料は納付できない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年9月まで
平成7年3月に短大を卒業したので、すぐにA市役所（現在は、B市役所）へ行き国民年金の加入手続を自分で行った。
国民年金保険料はアルバイトをしながら3か月単位であった納付期限ごとに市役所やC金庫D支店で納付していたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大を卒業した平成7年3月ころA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はアルバイトをしながら自身で3か月単位であった納付期限に間に合うように市役所や銀行で納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続時に国民年金手帳を交付されていないとしている上、申立期間当時の保険料納付期限は1か月単位の翌月末であり申立人の申述は当時の状況と符合しないなど、加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を平成11年5月1日に取得しており、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から63年7月まで

申立期間中に働いていた会社の給与から控除されていた費用に国民年金の保険料が含まれていたと思う。年金関係資料は無いが、申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の国民年金の保険料は、当時勤めていた会社の給与から控除されていたと思われるので、国民年金への加入手続及び保険料の納付はその会社が行ってくれていたはずだと申し立てているが、当該事業所は従業員の国民年金には関与していないとしており、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は国民年金の記号番号が付番されているところ、この記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年3月ころに払い出されていると推認され、その時点からすると、申立期間は時効により制度上保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私が昭和59年*月に20歳になった時、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、B銀行（現在は、C銀行）の父の口座から振替により納付していた。

同居していた両親は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであり、私の保険料のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年*月に20歳になった時に、その母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、口座振替により保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年5月から同年6月ころまでに払い出されたことと推認されること、A市国民年金被保険者名簿には「手帳送付 61. 5. ○」（○印は判読不能）と記載されていること、及びオンライン記録により61年4月から同年6月までの保険料が同年5月20日に納付されていることが確認できることから、申立人は61年5月ころに国民年金への加入手続を行ったと考えられる。

また、申立人は、その父の銀行口座からの振替により国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人に係るA市国民年金被保険者名簿には昭和61年度から平成4年度まで納付書の交付が記録されているものの、口座振替については記録されておらず、申立人の申述とは符合しない。

さらに、オンライン記録により昭和61年6月2日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、その時点において申立期間の国民年金保険

料は過年度納付が可能であるものの、保険料を納付していたとする申立人の母は、保険料（13 万 6,860 円）をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いと断言としている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から52年3月まで

私の妻が会社を退職した昭和48年6月ころ、夫婦でA市役所に行き、国民年金に加入した。保険料は、納付書が送られてきたので、妻が家の近所のB郵便局で二人分を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が会社を退職した昭和48年6月ころ、夫婦でA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、以後、その妻が夫婦の国民年金保険料を郵便局で納付していたと申し立てているが、申立人夫婦は国民年金の加入状況、保険料の納付状況等についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号*は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年4月ころ夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち、48年7月から49年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、50年1月から52年3月まではさかのぼって保険料を納付する期間であるが、申立人夫婦にはさかのぼって保険料を納付した記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和47年5月から48年6月までの期間の国民年金保険料が納付済みとなっているが、これは、申立期間以前の47年6月ころに申立人に別の国民年金手帳記号番号*がC

区で払い出されており、平成 20 年 9 月に基礎年金番号*に統合されたことにより、当該国民年金手帳記号番号により納付済みとなっていた 47 年 5 月から 48 年 6 月までの納付記録が追加訂正された結果であり、申立人夫婦が A 市において払い出された国民年金手帳記号番号によって、この期間の国民年金保険料を納付したとは認め難い。

加えて、申立人は、申立人の妻の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 48 年 6 月 21 日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡^{そきゅう}及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から52年3月まで

私が会社を退職した昭和48年6月ころ、夫婦でA市役所に行き、国民年金に加入した。保険料は納付書が送られてきたので家の近所のB郵便局で二人分を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和48年6月ころ、夫婦でA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、以後、申立人が夫婦の国民年金保険料を郵便局で納付していたと申し立てているが、申立人夫婦は国民年金の加入状況、保険料の納付状況についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和52年4月ころ夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち、48年6月から49年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、50年1月から52年3月までの期間はさかのぼって保険料を納付する期間であるが、申立人夫婦はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和48年6月21日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及し

て記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月及び同年 10 月
② 昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 5 月まで

昭和 57 年 9 月ごろから、A株式会社（当時はB株式会社）、C株式会社及び有限会社Dに勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社での仕事内容を記憶しているものの、当該期間に係る雇用保険の記録が無い上、同社に申立人の在籍状況について照会したところ、「申立人の人事記録は無く、厚生年金保険料の控除及び納付の状況については不明である。」としていることから、申立人の勤務状況は確認できない。

なお、申立人は、自宅をE所にして他社社員とF業をするという勤務形態のためA株式会社の社員との接触がほとんど無かったとしており、申立人の申立期間①当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について同社社員に確認することができなかった。

また、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、当該事業所において厚生年金保険に加入している者の記録を見ると、ほとんどが2年以上の長期雇用者であることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金に加入しており、保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、C株式会社での仕事内容について記憶しており、同社の取締役も申立人の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、雇用保険の加入記録は無く、同社が保管している厚生年金保険資格取得届の写しからは申立人の記録は確認できない。

また、同社の代表取締役は、「申立人が勤務していたかどうかは不明である。当時、G職の担当者は社会保険に加入していたが、その場合でも、採用後3か月程度の試用期間を経た後だった。」と回答しており、当時の同僚も「当時は社員として入社後、数か月の試用期間があり、入社日が即社会保険の加入日ではなかったと思う。」と供述している。

これらのことから、同社では、当時、厚生年金保険に加入させる場合は数か月程度の試用期間を経過した後であったものと考えられる。

さらに、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間②及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に加入しており、保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

3 申立期間③について、有限会社Dは、申立人が同社に1年程度勤務していたことを認め、申立人も同社での業務内容について記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、雇用保険の加入記録においても、同社における申立人の記録は確認できず、事業主は、当時の社会保険の取扱いについて、「社会保険は希望制で、入らない人もいたし、資格取得まで時間のかかる人もいた。申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付の状況については不明であり、関連資料も無い。」と供述している。

また、申立期間③及びその前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した連絡可能な同僚3人のうち二人は、「厚生年金保険への加入は希望制だった。」と供述しているところ、厚生年金保険資格取得日は3人いずれもがその記憶する勤務開始日より1年以上遅れていることが確認できる。

さらに、有限会社Dに係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間③及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

4 すべての申立期間について、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 7 月 24 日まで
株式会社Aで勤務した期間のうち、平成 11 年 8 月から 13 年 7 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与額より過少に申告されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が株式会社Aに勤務していた平成 10 年 4 月 3 日から 13 年 7 月 23 日までの期間のうち申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より少ない記録となっていることに疑問があると主張しているところ、雇用保険被保険者離職票及び給与明細書によると、申立期間のうち同年 1 月から同年 7 月までの期間に係る申立人の給与支給額は、標準報酬月額 28 万円に相当しており、オンライン記録の標準報酬月額（18 万円）との差異が認められる上、ほかの複数同僚からも、「申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額より過少に申告されている。」との供述があった。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間に係る標準報酬月額が、平成 11 年 8 月の随時改定は 20 万円、12 年 8 月の随時改定は 18 万円とされていることが確認できるところ、11 年 8 月から同年 12 月までは厚生年金保険料が控除されていたとする確認資料が無いものの、申立人が提出した平成 12 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている額から算出した厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、申立人が提出した平成 13 年 4 月から同年 6 月までの給与明細書

の厚年月額欄（標準報酬月額）に記載されている額の 18 万円は、同明細書の厚生年金保険料控除額に相当するものであり、当該控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とも一致することが確認できる。

さらに、株式会社Aの元事業主は、「当時、社会保険料の滞納があったため、標準報酬月額を低く届け出ることを従業員（主任クラス）に説明した記憶もある。」と供述しており、同社では申立期間当時、従業員に支払った給与支給額よりも低額の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出ることが常態となっていたことが推認される。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月21日から同年11月1日まで
② 昭和52年12月26日から53年1月1日まで

昭和51年3月31日から同年10月31日まで勤務した株式会社A（現在は、株式会社B）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年10月21日と記録されており、同年11月14日から52年12月31日まで勤務した有限会社D（現在は、株式会社E）における喪失日は、同年12月26日と記録されている。

両社における厚生年金保険被保険者期間が、いずれも1か月短くなっているため、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社AのC工場を昭和51年10月31日付けで退職し、同年10月の厚生年金保険料を事業主により控除されたと主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者総合照会により確認できる申立人の当該工場における離職日は昭和51年10月20日で、オンラインの記録と一致している上、申立人は、退職日を同年同月31日と主張する具体的な記憶や根拠は無いと供述している。

また、申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、保険証返納日が昭和51年10月29日と記録されている。

さらに、株式会社Bは、申立期間①当時の給与計算は毎月20日締めの27日支払で、社会保険料は翌月控除であったと回答しており、申立人の資格喪失日が昭和51年10月21日とされていることに整合性がうかがえる上、申立人は、在職中の同一月において2か月分の保険料控除があった

かは不明と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、有限会社Dを昭和52年12月31日付けで退職し、同年12月の厚生年金保険料を事業主により控除されたと主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者総合照会における申立人の有限会社Dにおける離職日は、昭和52年12月26日と記録されており、オンラインの記録で確認できる資格喪失日の記録とは1日の差異があるものの、同年同月31日まで勤務したことの確認はできない上、申立人は、退職日を同日と主張する具体的な記憶や根拠は無いとしている。

また、申立人が名を挙げた同僚の中で唯一人申立人を覚えていた同僚も、申立人の退職年月日は不明と回答している。

- 3 申立期間①及び②について、申立期間に係る事業主は、共に、当時の資料を保管していないため申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除については確認できないとしている上、申立人は、給与明細書など勤務実態や保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から同年11月1日まで

株式会社A在職時の厚生年金保険の標準報酬月額を年金事務所で確認したところ、申立期間について、実際の給与控除額に相当する標準報酬月額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが保管している給与明細書との比較で判明した。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行うこととなる。

しかしながら、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は上回っているものの、報酬額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月1日から62年7月31日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）における給与は、固定給と歩合給の2本立てになっていたが、ねんきん定期便に記載されていた標準報酬月額は固定給部分だけが記録されており、歩合給部分は考慮されていないと思われる。

昭和62年8月からの標準報酬月額については、固定給と歩合給が合算されているので、申立期間についても、固定給と歩合給の合算額を標準報酬月額に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る標準報酬月額について、「申立期間当時、給与は固定給と歩合給に分けて毎月2回支給されていた。しかし、標準報酬月額については、固定給額だけで決められており、歩合給額が合算されていない。」と主張している。

しかしながら、B株式会社は、申立期間当時におけるA株式会社の給与台帳等を保有していないので詳細については不明としているものの、「申立期間当時の報奨金（申立てに係る「歩合給」に同じ。以下「報奨金」という。）は、月次固定給とは別にC職報酬扱いで支給しており、完全に給与とは切り離していたため、厚生年金保険の標準報酬月額の算定根拠になっていなかった。」としている。

また、複数の同僚が、「営業職の者は、毎月25日に固定給が支給され、前月の営業実績に応じた報奨金が毎月10日ころに出ていた。報奨金について会社から、C職報酬で給与ではないので、確定申告が必要だと言われて

いた。」と供述しているところ、申立人も、「同僚から、C職報酬だからガソリン代を控除できると聞き、確定申告をしていた。」としている上、事業主による厚生年金保険料の控除について、複数の同僚が、「厚生年金保険料は、固定給について控除されていたが、報奨金からは控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①は、A区にあった株式会社Bに昭和28年3月1日から31年9月30日まで勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間②は、C株式会社がD株式会社に名称変更する前の昭和31年10月1日から34年3月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③は、D株式会社から系列会社であるE有限会社に移籍する前の昭和39年2月1日から同年5月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。私はD株式会社の前身であるC株式会社に31年10月1日に入社し39年5月1日に系列会社であるE有限会社に移籍するまで継続してD株式会社に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚二人は申立人を記憶しており、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかし、同僚は、「会社は、当時入社してもすぐに退社する者が多かったため2、3年様子を見て正社員にしていた。私は入社3年後に厚生年金保険に加入した。加入する前の期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたか記憶に無い。」と供述しており、ほかの複数の同僚も「入社してすぐには厚生年金保険に加入していない。」と供述としてい

ることから、当該事業所が採用後すぐに厚生年金保険に加入させなかったことが推認できる。

また、株式会社Bに係る事業所別被保険者名簿に申立人の名前が見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、事業主は被保険者資格の取得及び喪失並びに厚生年金保険料の控除等について、保存期間経過のため関係書類は破棄されていることから不明と回答している。

- 2 申立期間②について、同僚一人は、申立人がC株式会社に勤務していたと供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿によると、当該事業所は昭和34年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立人の申立期間のうち、31年10月1日から34年1月31日までは適用事業所になってはいないほか、同僚は、「保険料が控除されたのは、34年2月からであり、それ以前は保険料の控除はなかった。」と供述している。

また、事業主は被保険者資格の取得及び喪失並びに厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保存期間経過のため破棄されており、当時を知る者もいないとして不明と回答している。

さらに、C株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和34年3月1日であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、系列会社であるE有限会社に移籍するまでの間にD株式会社に勤務していたと主張しているところ、同僚3人は、申立人がD株式会社に勤務していたと供述しており、期間の特定はできないものの、申立人の当該事業所への勤務はうかがえる。

しかし、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに厚生年金保険料の控除等について、当時の資料は保存期間経過のため破棄されており、当時を知る者もいないとして不明と回答している。

また、申立人は、保険料の給与からの控除についての記憶が曖昧であり、「会社は移籍者をいったん解雇したのかもしれない。」と供述している。

さらに、事業所の事業所別被保険者名簿によると、D株式会社からE有限会社に移籍した8人のうち、事業主の親族を除く6人の被保険者記

録に1か月から4か月の空白があることが確認できるほか、E有限会社の事業主は「D株式会社の系列会社ではない。」と供述している。

加えて、申立人は、D株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、被保険者の資格を昭和39年2月1日に喪失していることが確認できる上、申立期間に係る保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

- 4 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月 ころから同年 10 月 21 日まで
② 昭和 56 年 10 月 21 日から 57 年 2 月 ころまで
ねんきん特別便を見て、昭和 56、57 年 ころに勤務した株式会社A本社での申立期間①及び株式会社Bでの申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無かったので申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令から、申立期間当時、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の株式会社Bの代表取締役は、「株式会社A本社及び株式会社Bは、共にC地でD業を営んでいたが、店ごとの会社名を変えただけで、実態は一つの会社であり、2社とも社会保険の適用事業所ではなく、保険料を控除した事実も無い。」と供述している。

また、厚生年金保険適用事業所名簿を検索したところ、当該2社は当該名簿には無く、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 35 年 5 月 26 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 9 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、昭和 48 年 2 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 20 日から 56 年 4 月 1 日まで
大学生のとき、A会のBとして昭和 52 年 10 月 20 日から 56 年 3 月 31 日まで、有限会社Cに勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業等を行っているE会の業務を受託しているF組合の回答（同組合が保管する昭和 54 年 8 月 1 日付け及び 55 年 7 月 1 日付けのG名簿に申立人の氏名が記載されているとの回答）並びに有限会社Cの代表取締役の供述から、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間当時同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、有限会社Cでは、Bについては社会保険に加入させていなかったことから、申立人の給与から保険料を控除したことはなく、また、申立人を厚生年金保険に加入させる届出も行っていないとしている。

また、オンライン記録によると、有限会社Cが厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間の後の平成 8 年 10 月 1 日である。

さらに、申立期間当時、有限会社Cの代表取締役が加入していた健康保険厚生年金保険適用事業所の事業所別被保険者名簿の申立期間において、申立人の記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 51 年 8 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日は同日となっている。資格喪失日を同年 9 月 1 日に訂正し、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同社の離職日は昭和 51 年 8 月 30 日となっていることが確認できる。

また、申立人が株式会社Aを退社する際に会社から受け取ったとする「技術者経歴書」の欄外には、「退社 51. 8. 31」と記載されているものの、同社では、申立人の勤務状況に関する資料が無いため、申立人の正確な退社日は不明であるとしているほか、同僚からも申立人の退社日について明確な供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aでは、申立期間の厚生年金保険料の控除等については不明としており、同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月11日から37年8月まで
私は、昭和25年10月ころからA局B部のC事務所に臨時職員として勤務し、退職した37年8月まで同じ職場に約12年間勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA局B部に勤務していたと申し立てているが、事業主は、申立人に係る臨時職員カードを提出した上、「申立人は、昭和25年7月21日から32年9月30日までは臨時職員、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる32年10月1日から34年1月10日までは準職員であった。申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）への届出、保険料の控除及び納付については、34年1月10日に退職しているため行っていない。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚二人に照会して回答があったが、「申立人のことは覚えているが申立人の勤務期間までは分からない。」と供述している上、A局に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間及び申立期間前後に被保険者記録が確認できる同僚8人に照会して6人から回答を得たものの、申立人の申立期間に係る勤務について供述は得られなかった。

さらに、同名簿において申立人は、昭和34年1月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間において申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 16 日から 38 年 1 月 14 日まで
私は、A 教室に B 職として研修中、同教室から関連事業所である C 院へ勤務するよう命ぜられ、昭和 37 年 7 月 16 日から 38 年 1 月 14 日まで勤務した。当時無給であった身が給料をもらえるようになり、嬉しく思ったことを覚えている。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出されている在職証明書により、申立期間において、申立人が D 職として C 院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時については資料が無く分からないが、現在、D 職については社会保険に加入させていない。」と供述しているほか、同僚の一人は「申立期間当時、D 職は社会保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことを確認できる資料も無い。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号も連続しており欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4591 (事案 1948 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで
前回の申立てでは A 株式会社が届出どおりの保険料を徴収していたことにより「訂正の必要はない。」との判断をされたのかもしれない。しかしながら、明らかに実際の報酬とは異なる報酬額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたのは事実であり、過去に遡^{さかのぼ}って記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、「事業主保管の賃金台帳により、給与から控除されている保険料は、社会保険庁(当時)の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額と一致しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除は行われていない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、事業主が明らかに実際の報酬とは異なる報酬月額を届け出ていたのは事実であるので前回の決定には納得できないと主張しているが、新たに申立人の A 株式会社に係る雇用保険被保険者記録を照会したところ、同事業所が公共職業安定所に届け出た申立人の入社時の賃金月額は、申立

人が同事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額に相当する賃金月額であることが確認できた。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月22日から同年10月8日まで
② 昭和63年10月31日から平成3年2月1日まで

私は、昭和41年12月26日にA株式会社に入社した。その後、同社がB株式会社及び株式会社Cに社名変更したが、継続して平成13年7月11日まで各会社に勤務した。しかし、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者になっていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A株式会社は昭和43年10月3日にB株式会社に変社名を変更しているが、住所地、事業主及び業務内容も同一であることを踏まえると同一の事業所と認められる。また、申立人及び元同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①においてA株式会社（後にB株式会社に変更）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の元同僚で現在の事業主は、「申立人は、申立期間①当時、会社を出たり入ったりしていて、勤務していなかった期間があると思う。」と供述しているとともに、雇用保険の記録においても申立期間①とほぼ同じ昭和43年4月30日から同年10月7日までの期間がA株式会社に係る雇用保険被保険者期間となっていない。

また、申立人は、「期間の特定はできないが、上司と口喧嘩して当該会社を退職し、2か月ほど失業し給与は支給されなかった。その後、喧嘩した上司がすぐに退職したので、同社から再度、働かないかと言われ再就職した。」と供述しており、期間の特定はできないが一時的に退社したことを認めている。

さらに、現在の事業主は、「当時の資料は保存しておらず、申立人の

勤務状況及び厚生年金保険料の届出については不明であり、給与からの厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しており、申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除については確認することができなかった。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者事業所別名簿における申立期間①の直前の同社に係る被保険者資格喪失日及び申立期間①の直後の同社の資格再取得日は、オンライン記録と一致しており、不自然さは見られない。

このほか、申立人が事業主により申立期間①に係る保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、元同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間②において株式会社Cに勤務していたことは認められる。

しかしながら、B株式会社は昭和63年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており(法人登記簿によるとB株式会社は平成元年1月*日に解散)、一方、株式会社Cは法人登記簿によると昭和63年9月*日が会社設立日となっているが、同社が適用事業所になった日は平成3年2月1日であり、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、事業主は、「申立期間②当時は会社が苦しくなり、社会保険は全員がやめた。」と回答している。

さらに、平成3年2月1日に株式会社Cの厚生年金保険被保険者資格取得日のある元同僚5人に確認したところ3人から回答があり、そのうちの一人は、「申立期間②当時の給与明細書には社会保険料は控除されていない。株式会社Cが適用事業所となった3年2月の給与から厚生年金保険料が控除されている。」と回答している。

このほか、申立人が事業主により申立期間②に係る保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 12 月まで
昭和 46 年 4 月から 50 年 12 月まで A 地の B 院に勤務していた。当時は住み込みで働いていた。仕事は C 業をしていた。同院に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 院の院長の供述から、申立人は、申立期間に同院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 院は、昭和 61 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 院の院長及び同院の事務長は、「申立人が勤務していた当時は、当院は健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していた元従業員は、「同院で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 61 年 5 月 1 日であった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 25 日から同年 12 月 19 日まで
昭和 49 年 4 月にA株式会社に入社し 55 年 8 月に退職するまで、同社 B 営業所で事務をしていた。その間継続して勤務をし、会社の名義変更等は知らされていなかった。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について株式会社Cに勤務していたことは、申立事業所の供述及び雇用保険の加入記録から認められる。

しかしながら、事業所記録照会回答票によると、株式会社Cは、昭和 54 年 12 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社Cは、「A株式会社B営業所は昭和 54 年 10 月 * 日付けで閉鎖し、当時在籍していた社員 7 人は同日付けで新たに設立した株式会社Cに移籍することになったが、新規適用日が 54 年 12 月 19 日となった。」旨の供述をしており、このことは、同社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からも確認できる。

さらに、株式会社Cは「申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除、納付については不明である。」と供述し、上記複数の同僚は申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 20 日から 63 年 2 月 1 日まで
昭和 62 年 1 月 20 日から A 株式会社（申立期間当時は、B 株式会社。現在は、C 株式会社）に勤務していたが、同年 1 月 20 日から 63 年 2 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時は、健康保険証が必要ですぐに加入させてもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社から提出された社員台帳及び複数の同僚の供述により、申立人が昭和 62 年 1 月 20 日に入社し、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、照会し回答があった同僚の一人は、「当時は社員の出入りが激しく、入社してもすぐに辞める人もいたので、社会保険の担当者が勤務が続きそうだと判断したら、厚生年金保険に加入させていた。」旨を供述しているところ、ほかの一人は、自身の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は、相違している旨の供述をしている。

また、申立人の当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における厚生年金保険の被保険者資格取得日及びD会E支部保管の記録における健康保険の被保険者資格取得日は共に昭和 63 年 2 月 1 日であり、オンライン記録における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、当該事業所では、賃金台帳は保存しておらず、申立人の給料からの厚生年金保険料控除は不明としている上、複数の同僚からも申立人の保険料控除に関しての具体的な供述は得られなかった。

なお、申立人が申立期間当時、通院したとする病院は、申立人の名前は聞き覚えがあるものの、カルテの保存期間は過ぎており申立期間当時の内容について不明としている上、F区における国民健康保険記録の確認もできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 8 日から平成 3 年 4 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月 8 日から平成 3 年 4 月 1 日まで父親の経営する有限会社Aにおいて勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月 8 日から平成 3 年 4 月 1 日まで有限会社Aに勤務し、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は 4 年 12 月 24 日であり、適用事業所ではなくなった日は 19 年 2 月 6 日であることが確認できるところ、オンライン記録により、申立人の同社における被保険者期間と一致していることが確認できる。

また、有限会社Aは既に解散しており、同社の代表取締役及び清算人である申立人の父は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない上、同社における被保険者は申立人及び故人である申立人の父の二人のみであることから同僚等に係る調査を行うことはできなかった。

さらに、オンライン記録により、事業主である申立人の父の有限会社Aに係る被保険者記録は、平成 7 年 1 月 1 日から 19 年 2 月 6 日までであることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、A 株式会社に勤務した期間のうち、平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの被保険者記録が確認できないとの回答であった。
勤務していた A 株式会社 B 営業所（現在は、C 支店）を退職したのは平成 2 年 3 月末日であり、同僚も知っていることから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、退職届を提出した記憶は無いが、平成 2 年 3 月末日で退職したいと申し出て同年 3 月末日に退職したと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の離職日は平成 2 年 3 月 30 日となっている上、A 株式会社の事業主が提出した社員名簿（労働者名簿）及び退職金支給明細書に申立人の離職日は同年 3 月 30 日と記録されている。

また、申立期間当時、A 株式会社に勤務していた同僚 15 人に照会して、回答を得た 7 人は「申立人は、申立期間当時に勤務していたのは記憶しているが、退職日は覚えていない。」旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。